

芽室町重層的支援体制整備事業実施計画の概要について

1 計画策定の背景

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化し、これまでの分野別の社会福祉制度や公的サービスでは十分な対応が難しく、いわゆる「制度の狭間」の課題が増加してきています。

国では、既存の介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を令和2年に創設しました。

2 計画策定の趣旨

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現という理念に基づいて、8050 問題やダブルケア等の複雑化・複合化した課題に対して、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行う国の制度です。

このため、地域共生社会という理念を掲げて本町における包括的な支援体制の構築を進めるにあたっては、対人支援領域全体を捉えるとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策、工夫を講じていくことが重要です。

このようなことから、本町においても法定事業を基盤とした支援体制の構築を図り、連携を効果的に推進していくため、「芽室町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するものです。

3 実施する事業

本計画において、次の5つの事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

(2) 参加支援事業

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。また、地域の社会資源を把握しながら、新たな場や居場所を整備するなど、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援に取り組みます。

(3) 地域づくり事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業に関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を

行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けます。本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながり形成に向けた支援を行います。

(5)多機関協働事業及び支援プランの策定

複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。この支援は、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつくまで継続します。

4 支援会議・重層的支援会議

(1)支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第 106 条の6の規定により、本町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を開催します。

(2)重層的支援会議

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業等を通して集約した情報、把握した課題、本人の意向、作成した支援プラン等について、協議し支援関係機関の役割分担や連携方法を決定し、関係機関の協力の下、包括的な支援につなげることを目的とします。

5 事業実施結果の評価・検証

地域福祉計画の基本理念や地域共生社会の実現のために、毎年度、この計画の進捗状況の確認及び評価を実施します。また、必要に応じて新たな取組等事業内容の検討を行い、反映させるとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等も見極めながら、必要な見直しを協議し、計画の推進を図ります。

実施計画の見直しにあたっては、PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。